

# 日野市子ども条例

(基本施策)

第 17 条 市は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を保障、擁護し、子どもが安心して健やかに成長できるように、関係者と連携して主に次に掲げる項目について積極的に取り組まなければなりません。

- (1) いのちと健康の保障
- (2) いじめや虐待を受けた場合に安心して容易に相談や支援を受けられることができる体制の充実
- (3) 子どもが抱える問題の早期発見、早期対応のための体制の充実
- (4) いじめや虐待を受けた子どもの心身のケア、いじめや虐待の加害者への適切な対応のための総合的対策
- (5) 家庭や地域における子育ての総合的な支援
- (6) 家族のふれあい、心の通う温かい家庭づくりの推進と家庭の教育力の向上支援
- (7) 学習と発達の保障
- (8) 健全育成環境の保障
- (9) 安全で文化的な環境の保障
- (10) 子どもの社会参加の場と機会の保障
- (11) 情報の提供と啓発
- (12) 子どもにかかわる施策や施設の運営に関して子どもの意見を表明する機会や場の確保
- (13) 子どもの居場所づくりの推進
- (14) 子どもの健全育成を目指した、市民活動への支援、市民活動との連携